

佐渡市 町並み景観整備支援事業
令和2年度事業・申請受付開始のお知らせ

※今年度から事業名と一部事業内容が変わりました。

相川地区の世界遺産登録にむけた取組みの一環として、景観に配慮した建物の修復や、空き家の活用を促進するために、その費用の一部を市が補助します。詳しくは、佐渡市のホームページをご覧ください。担当窓口までお問い合わせください。

【申請の受付期間】

令和2年4月20日（月）～5月31日（日）

【補助対象となる建物】

下記「対象地区一覧」に記載された地区内の歴史的建造物である、空き家・準空き家・住宅・社寺建築とします。

*歴史的建造物とは

…おおむね戦前の建築物のうち、『平成20年度新潟県「知の財産」活用事業報告書』に歴史的建造物として記載のあるもの。

※詳しくは、佐渡市ホームページをご覧ください。担当窓口までお問合せください。

*準空き家とは

…年の大半は空き家であるが年数回利用されている建物。(例:盆正月の帰省時に使用等)

対象地区一覧

相川会津町／相川四十物町／相川海士町／相川石扣町／相川板町／相川市町／相川一丁目
相川一丁目裏町／相川一丁目浜町／相川馬町／相川江戸沢町／相川大床屋町／相川大間町
相川下戸炭屋裏町／相川下戸炭屋浜町／相川下戸炭屋町／相川下戸浜町／相川下戸町
相川下戸村／相川鹿伏／相川上京町／相川紙屋町／相川勘四郎町／相川北沢町／相川米屋町
相川五郎左衛門町／相川小六町／相川材木町／相川栄町／相川坂下町／相川左門町／相川三丁目
相川三丁目新浜町／相川三丁目浜町／相川塩屋町／相川柴町／相川下京町／相川下寺町
相川下山之神町／相川新五郎町／相川新材木町／相川新西坂町／相川新浜町／相川炭屋町
相川諏訪町／相川大工町／相川中京町／相川長坂町／相川中寺町／相川濁川町／相川西坂町
相川二丁目／相川二丁目新浜町／相川二丁目浜町／相川羽田村／相川羽田町／相川広間町
相川水金町／相川味噌屋町／相川南沢町／相川八百屋町／相川弥十郎町／相川夕白町
相川四丁目／相川四丁目浜町／相川六右衛門町／下相川 (あいうえお順)

【補助対象となる方】

まちづくり、町並み保存、歴史的建造物の修復及び活用を目的とする法人・団体・個人。

ただし、要綱に定める申請者の要件を満たしていない方は対象となりません。

例：申請者及び補助対象となる建造物の所有者が市税等を滞納している。

この補助金以外に類似する補助金の交付を受けている。など

裏面につづく

【補助事業の内容】

事業名	内容又は補助対象経費	補助の限度額		条 件
		上限額	下限額	
内部改装	空き家又は準空き家の内部の改装に要する経費	100万円	5万円	10年以上の居住又は活用をすること
外観修復	空き家、準空き家又は住宅若しくは社寺建築の外観修復に要する経費	100万円	5万円	(1)10年以上の居住又は活用をすること。 (2)修理内容等について佐渡市から指導を受けた場合は、これに従うこと。 (3)使用可能な部材等は変更しないこと。

※「内部改装」についても、修理内容により佐渡市との事前協議が必要となります。

※交付条件等に違反した場合、補助金返還等を求めることがあります。

【申請方法】

令和2年5月31日(日)までに、所定の申請書に必要書類を添付して窓口にご提出ください。

【交付の決定】

補助金の交付先と金額は、受付期間終了後に書類審査等を行い、予算の範囲内で決定します。

【補助金交付までのながれ】

①補助金交付の申請 ⇒ ②審査 ⇒ ③補助金交付(不交付)の決定 ⇒ ④工事等の実施 ⇒
⑤実績報告(2月末まで) ⇒ ⑥交付金額の確定 ⇒ ⑦補助金交付

※途中で事業を変更あるいは中止する場合は、佐渡市と事前相談のうえ、必要書類をご提出いただく必要があります。その他、佐渡市の指示のもと事業を実施していただきます。

担当窓口・お問い合わせ先

佐渡市役所 世界遺産推進課
調査係(担当:井藤、川崎)
〒952-1526
佐渡市相川三町目浜町18番地1
(きらりうむ佐渡内)
電話 74-2215 / Fax 74-2223
メール k-goldmine@city.sado.niigata.jp

佐渡市ホームページ

https://www.city.sado.niigata.jp/1_guide/c_system/commu/kg_01.shtml
トップページ>暮らしのガイド>
制度紹介>地域づくり支援>
佐渡市町並み景観整備支援事業